

情報機関における過払い金返還請求履歴の扱いについて

2009年1月30日
株式会社オーエムシーカード

目次

1. 株式会社オーエムシーカードの概要
2. 株式会社セディナの概要
3. 当社の過払金返還請求者の属性について
4. 過払金返還請求履歴(71番フラグ)の扱いについて
5. 過払金返還請求履歴(71番フラグ)の目的
6. 過払金返還請求履歴(71番フラグ)の現状と問題点
7. 提案
8. 貸金業法改正までの問題点


1. 株式会社オーエムシーカードの概要

設立	1950年9月11日
資本金	433億円43百万円
株式市場	東京証券取引所市場第1部
従業員数	1,273人
事業所数	7事業所
事業内容	クレジットカード業務、保険業務、その他
取扱高	16,667億円(内、キャッシング4,436億円)
営業収益	1,516億円
経常利益	79億円
会員数	9,620千人



株式会社オーエムシーカードはセントラルファイナンス、クオークと合併し、
2009年4月1日に、株式会社セディナとなります。

2. 株式会社セディナの概要

商号	 株式会社セディナ (英文表記: Cedyna Financial Corporation)
本店所在地	愛知県名古屋市
新経営陣	代表取締役会長: 土川立夫 代表取締役社長: 舟橋裕道 代表取締役副社長: 仁瓶眞平 代表取締役副社長: 江幡真史 代表取締役副社長: 浜 芳樹
事業内容	クレジットカード事業、信販事業、ソリューション事業、その他

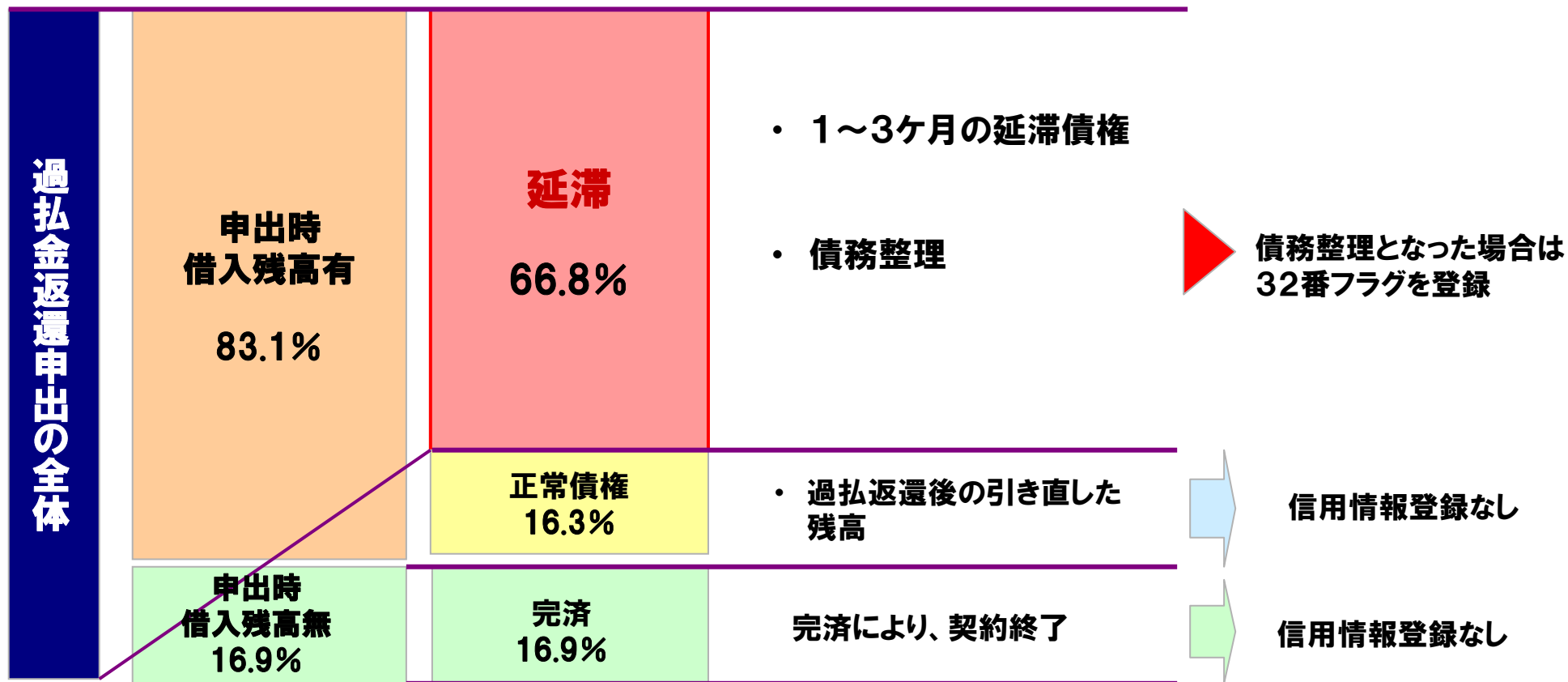
■ 合併当時会社3社のカードキャッシング規模概要(07年度期末ベース)

	オーエムシーカード	セントラルファイナンス	クオーク	合計
期末有効会員数	962万人	906万人	361万人	2,229万人
カードキャッシング取扱高	4,436億円	1,812億円	98億円	6,346億円

3. 当社の過払金返還請求者の属性について

過払い返還申出者の属性

※直近の構成は延滞ありが増加傾向
 ※延滞ありの66.8%には、償却済債権0.4%を含む



過払金返還の申立て事由が、

- ・支払い困窮ではないケースの場合 …… 完済後の過払い請求
- ・残高ありは、支払困窮による場合が多く、延滞から多重への再発の可能性がある、71番フラグが情報として必要

4. 過払金返還請求履歴(71番フラグ)の扱いについて

1. 当社での過払金返還請求履歴の扱い

※現在は、システム設計上、「過払金返還請求履歴」71番フラグの登録・参照なし

- ・過払金返還請求の申し出があり、残債が確定した段階で、残高を登録するのみ。



過払金請求がなされた場合、以下のオペレーション

- (1)残債が確定し、正常債権であれば、未入金履歴を削除し、**残高情報のみ更新**
- (2)債務不存在になった場合は、手動により「**完済**」登録
- (3)債務整理の場合は、**32番フラグ(ネガ情報)**

2. 信用情報機関側の過払金返還請求履歴(※契約見直し情報)の登録状況

- 全情連 **71番**(過払金返還請求) **32番**(債務整理)・・・ネガ情報
- (1)約定どおりに完済し、その後に過払金請求したもの 「登録なし」
 - (2)過払請求により、債務不存在となったもの 「**71番**」+「完済」
 - (3)過払請求をしたが、残債務が残ったもの 「**71番**」
 - (4)上記の残債務の整理(元本の一部減免など) 「**71番**」+「**32番**」
 - (5)全情連の情報は、フラグ登録となったもの以外に過去の入金履歴等はなし

→ 他の信用情報機関

- ・過払金返還請求があった場合には、残債務が確定した段階で残高情報の更新のみ必要

5. 過払金返還請求履歴(71番フラグ)の目的

1. 最高裁の判決以前

もともと登録信用情報は、「ホワイト」と「ブラック」の大きな2のくり

「ホワイト」・・・通常登録情報

「ブラック」・・・債務整理 **32番フラグ**(ネガ情報)

※過払金返還交渉は、債務整理として32番フラグ対象

2. 最高裁の判決以後 過払金返還→ホワイト (多重債務の因子をもつホワイト)

- (1) 過払金返還請求の多くは多重債務者の債務整理の一過程として交渉
- (2) 過払金返還により債務不存在となった場合は 完済→ホワイト(記録なし)
- (3) 多重債務性は、一度完済してホワイトになっても、再多重化する傾向大
- (4) 多重債務再発を抑制するため、過払返還者のグレーとしての登録は必要



記録なしのホワイトではなく、グレーとして全情連が登録開始

サービス情報: **過払い返還請求実績 71番フラグ登録新設**(07.09)

但し、通常の約定どおりの完済者が、後になって過払金返還請求をした場合は、登録なし

6. 過払金返還請求履歴(71番フラグ)の現状と問題点

※現状「過払金返還請求履歴」71番フラグ の登録と利用方法がバラバラ(基準がない)

業界の71番フラグ 登録・利用の状況

- ・システムの登録ができる会社とできない会社が存在
- ・システムの可能でも登録実施の可否はクレジット各社判断
- ・登録された71番フラグの利用の可否はクレジット各社判断

71番フラグ けしからんという主張

- ・正当な権利主張である「過払金返還請求」の履歴を登録し、ブラックとするのは違法だ。
- ・登録目的は、お金を貸さないためだ。
- ・過払金請求をすると、5~7年借入れ・カード発行ができなくなってしまう。

- ×
-
- ×： 債務整理の段階に過払金請求があるための誤認 債務整理=ブラック≠過払金請求
- ： 過払請求71番フラグを **過払→ブラックとしている業者は存在**
但し、過払請求後の4万件の貸出実績あり(全情連より)

7. 提案

発展的提案

※ 履歴情報フラグの登録をもって、「貸す・貸さない」という議論から、法の精神である多重債務者の再発防止のための、政策展開・制度設計を整備するべき

1. 貸金業界

- (1) 多重債務キャリアの利用者に対して、切り捨てではなく丁寧な与信
- (2) 指定情報機関への情報登録の標準化
- (3) 自社情報と登録情報を活用した教育プログラムの検討

2. 指定信用情報機関

※ 情報の非対称性に鑑みて多重債務に関する機関ごとの情報の標準化

3. 行政

金融庁： 多重債務問題改善プログラムの実効性の早期改善
地方自治体： セーフティネットの地域バラツキの解消

8. 貸金業法改正までの問題点

1. 貸金業法完全施行に対応する行政の制度設計

(金融庁) 多重債務問題改善プログラムの活性化

(地方自治体) 早急な多重債務者の掘起しとセーフティネットの機能強化が必要

→消費者センター設置 全国11ヶ所予定が現在5ヶ所

→セーフティネット貸付制度実施は東京都、岩手、福岡県のみ

※都道府県別のバラバラな対応をまとめ有効に機能させる必要

2. 貸金業法上の問題

※ 配偶者貸付にかかわる問題点

- 配偶者(婚姻)証明の不合理的
- 運用上の不整合